【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年３月２日
【会社名】	スリーエム カンパニー (3M Company)
【代表者の役職氏名】	上席副社長兼最高財務責任者　パトリック D.キャンベル (Patrick D. Campbell, Senior Vice President and Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター (3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　石 井　　禎
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー＆マッケンジー 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157-2700
【事務連絡者氏名】	弁護士　岡 田　次 弘 弁護士　十 時　　啓
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー＆マッケンジー 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157-2700
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	スリーエム カンパニー記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）の取得にかかる新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	0.00米ドル(0円)（注１） 11,858,264米ドル（976,053,710円）（注２）
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	なし

（注１）新株予約権証券の発行価額の総額。
（注２）新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

1．本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とはスリーエム カンパニーを指す。
2．別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1ドル＝82.31円（2011年2月8日現在の三菱東京UFJ銀行株式会社における対顧客電信売買相場の仲値）の換算率により計算されている。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発　行　数	132,539個
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発 行 価 格	0米ドル(0円)
申 込 手 数 料	該当事項なし。
申 込 単 位	1個
申 込 期 間	2011年3月10日（注）
申 込 証 拠 金	該当事項なし。
申込取扱場所	スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター
割　当　日	2011年3月10日
払 込 期 日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

（注）本募集においては、当社から参加者に対して一方的に付与通知がなされるため、本新株予約権の付与を受けた参加者（下記に定義。）による申込みに関する特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間とは、参加者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

(1) 当社は、2008年2月11日の取締役会で３Ｍ・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「2008年プラン」という。）の導入を採択し、かかるプランは2008年5月13日開催の年次株主総会において承認され、これにより当社及びその子会社又は関連会社の一定の従業員に対してある種のストック・オプションを付与することとなった。かかるプランは、2008年11月10日、2009年2月10日、2010年2月9日及び2011年2月8日開催の取締役会において適法に修正された。本募集は、かかる2008年プランに基づいて、当社の日本国所在の子会社（但し、完全子会社ではない。）である住友スリーエム株式会社、山形スリーエム株式会社、岩手スリーエム株式会社、キュノ株式会社、スリーエム ヘルスケア株式会社及びスリーエム・エステー販売株式会社における一定の職務階級以上の従業員に対して付与されるストック・オプションに係るものである。

(2) 2008年プランは、優れた従業員を惹きつけ、定着させ、そして意欲を促し、当社事業の長期的な成長及び成功に貢献することにより株主価値を向上させること、報酬の相当部分を当社の業績及び株価に関連づけることにより、かかる従業員と当社のその他株主との金銭的利益をさらに一致させること、従業員に当社株式を取得するよう奨励すること、取締役会の非従業員取締役として有能な人物を引き付け定着させること、非従業員取締役職に対する報酬の全て又は一部を当社の普通株式の形態で提供することにより、かかる取締役の利益と当社のその他株主の利益を一致させるよう促すこと、を目的としている。

(3) 2008年プランは、当社取締役会が設立した報酬委員会により管理される。同委員会は、ストック・オプションの付与を受ける従業員の選定、2008年プランの解釈・運用、ストック・オプションの行使について、その行使期間の継続や、行使の促進及び制限をし、さらに2008年プラン運営に必要な規則や手続きの決定について、完全な権限及び権能を有する。

(4) 本募集は、住友スリーエム株式会社、山形スリーエム株式会社、岩手スリーエム株式会社、キュノ株式会社、スリーエム ヘルスケア株式会社及びスリーエム・エステー販売株式会社における一定の職務階級以上の従業員合計190名に対して無償で付与されるストック・オプションに係るものである。かかるストック・オプションの行使に対して必要となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が充てられることが予定されている。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で132,539株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき89.47米ドル（7,364円）(注1)(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	11,858,264米ドル（976,053,710円）(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格は新株予約権1個につき89.47米ドル（7,364円）(注1)、資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額
新株予約権の行使期間	自2012年2月8日至2021年2月8日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	申込取扱場所に同じ。
新株予約権の行使の条件	2008年プランの第5条、第7条及び第8条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。 ストック・オプションは、3年間で3分の１ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2021年2月8日まで行使可能となる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	2008年プランの第13条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2008年プランの第11条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

(注１) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(注２) 2011年2月8日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値による。

(注３) すべての新株予約権の行使により、新株が発行される場合を前提とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

２【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
11,858,264米ドル(注１) (976,053,710円)	500,000米ドル (41,155,000円)	11,358,264米ドル (934,898,710円)

（注１）すべての新株予約権が行使された場合の最大見込額である。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額11,358,264　米ドル（934,898,710円）は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払い並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第２　【売出要項】

該当事項なし

第３　【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第４　【その他】

１【法律意見】

アメリカ合衆国ミネソタ州の弁護士である当社の法律副顧問であるグレッグ・M. ラルソン氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1)　当社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく法人として適法に設立され、有効に存続している。

(2)　本有価証券届出書に記載されている新株予約権証券の募集は、正当かつ有効に授権されており、同氏の知る限りでは、アメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に違反しない。

２【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第３　その他」、「２　その他の記載事項」に、以下に掲げる「3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン」の訳文を掲げる。

(日本語訳)

3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン（2011年2月修正）

1．目的

本制度は、優れた従業員を惹きつけ、定着させ、そして意欲を促し、当社事業の長期的な成長及び成功に貢献することにより株主価値を向上させること、報酬の相当部分を当社の業績及び株価に関連づけることにより、かかる従業員と当社のその他株主との金銭的利益をさらに一致させること、従業員に当社株式を取得するよう奨励すること、取締役会の非従業員取締役として有能な人物を引き付け定着させること、非従業員取締役職に対する報酬の全て又は一部を当社の普通株式の形態で提供することにより、かかる取締役の利益と当社のその他株主の利益を一致させるよう促すこと、を目的としている。

本制度は、2005年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム、3M・パフォーマンス・ユニット・プラン及び1992年ディレクターズ・ストック・オーナーシップ・プログラムに代わり、これらを引き継ぐものである。

2．定義

(a)　「関係会社」とは、委員会により決定された、当社が直接的若しくは間接的に支配する、又は当社が重要な株主持分を有している事業体を意味する。

(b)　「報奨」とは、インセンティブ・ストック・オプション、非適格ストック・オプション、プログレシブ・ストック・オプション、株式評価益受益権、制限株式、制限株式ユニット、パフォーマンス・ユニット、パフォーマンス株式又はその他の本制度に基づき参加者に付与される株式報奨を意味する。

(c)　「内国歳入法」とは、改正1986年内国歳入法を意味する。

(d)　「委員会」とは、当社の取締役会の報酬委員会を意味する。

(e)　「普通株式」とは、１株当たり0.01ドルの額面価額を有する当社普通株式を意味する。

(f)　「当社」とは、デラウェア州法人であるスリーエム カンパニーを意味する。

(g)　「不適格による終了」とは、(i)当社若しくは関係会社の方針（当社の全ての事業運営方針を含むがこれに限定されない）への重大な違反、又は(ii)当社若しくは関係会社が所有する財産の横領若しくは窃盗による、参加者の当社又は関係会社における雇用の終了を意味する。

(h)　「配当同等物」とは、配当基準日における、かかる配当基準日に関して当社の取締役会が決定した普通株式の配当支払額と同等の価値を有する現金又は株式を意味する。

(i)　「公正市場価額」とは、ニューヨーク証券取引所複合取引にて公表された普通株式の終値を意味する。

(j)　「全額報奨」とは、オプション又は株式評価益受益権を除く、普通株式建ての又は普通株式で支払われる報奨を意味する。

(k)　「付与日」とは、本制度に基づき参加者に付与される報奨の効力発生日を意味する。

(l)　「インセンティブ・ストック・オプション」とは、本制度に基づき参加者に付与されたオプションで、内国歳入法第422条の要件を満たし、かかるオプションを証する書面又は電子文書にその旨が表示されているものを意味する。

(m)　「非適格ストック・オプション」とは、本制度に基づき参加者に付与される、インセンティブ・ストック・オプションではないオプションを意味する。

(n)　「オプション」とは、既定の期間に既定の価格で一定数の普通株式を購入する参加者の権利を意味する。

(o)　「参加者」とは、報酬委員会により本制度への参加が承認された当社若しくは関係会社の従業員、又は当社取締役会の非従業員取締役を意味する。

(p)　「パフォーマンス基準」とは、各パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式について委員会が決定した当社又はその事業セグメントに対する内部業績基準を意味する。当該基準には、使用総資本利益率、総資産利益率若しくは純資産利益率、純売上高、売上増加率、新製品による売上高若しくは売上増加率、市場占有率、キャッシュ・フロー若しくは流動性比率、1株当たり収益、自己資本利益率、株価、売上総利益率若しくは総利益、営業利益率若しくは営業利益、株主総利益率、株主持分、利益剰余金、経済付加価値、経済的利益（資本コストを控除した、非経常項目を除く税引き後営業利益）、金利・税引き前利益、EBITDA、営業利益、特定資産若しくは金融施策改善率（運転資本、純運転資本売上高比率及び負債比率若しくは対EBITDA比率を含む。）、特定資産若しくはコスト部分の減少（棚卸資産若しくは売掛金の減少、又は研究、技術、販売若しくは管理コストの減少を含む。）又は負債の減少、当期純利益若しくは変動期間の利益基準の変化、調整後当期純利益、従業員の多様性、従業員の雇用及び満足度、顧客の満足度、又は、かかる基準の1つ以上に関するその他の同業他社、業界群若しくは業界分類との一般的な比較などの（ただし、これらに限定されない。）、１つ以上の基準を含み得る。これら基準では、パフォーマンス期間中の特定項目の額又はかかる額の増減をもとに業績を測定することができる。かかる基準には、パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の額面価格での支払に関わる目標及び参加者への支払額測定値の上限及び下限が含まれる。

(q)　「パフォーマンス期間」とは、委員会がその裁量によって別途定める場合を除き、その期間又はその一部の間、各パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式に関する支払額を算定する為にパフォーマンス基準の測定対象となる3年の期間を意味する。

(r)　「パフォーマンス株式」とは、委員会で承認されたパフォーマンス基準により測定されるパフォーマンス期間中の当社の業績に基づいて、参加者が普通株式による支払いを受け取る権利を意味する。

(s) 「パフォーマンス・ユニット」とは、委員会で承認されたパフォーマンス基準により測定されたパフォーマンス期間中の当社の業績に基づいて、参加者が現金又は普通株式で支払いを受け取る権利を意味する。

(t) 「制度」とは、本3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プランを意味する。

(u) 「先行制度」とは、1997年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム、2002年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム及び2005年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラムを意味する。

(v) 「プログレシブ・ストック・オプション」とは、1997年又は2002年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラムにおいて付与された非適格ストック・オプションの行使により、本制度に基づき参加者に付与される非適格ストック・オプションを意味する。この場合、かかる参加者は普通株式で購入価格及び源泉徴収税の全部又は一部を支払う。

(w) 「制限期間」とは、委員会により定められた、参加者が本制度に基づき付与された制限株式を売却又は譲渡することのできない期間、及び本制度に基づき付与された制限株式ユニット又は制限株式における参加者の利益が喪失する可能性がある期間を意味する。但し、委員会で別途決定のない限り、時間ベースの制限期間は3年以上とする。

(x) 「制限株式」とは、委員会の定めた制限期間において一定の制限を受けることを条件として、本制度の参加者に付与される普通株式を意味する。

(y) 「制限株式ユニット」とは、参加者が、委員会の定める諸条件に従って、制限株式期間後、一定数の普通株式の公正市場価額に基づき、現金又は普通株式を受け取る権利を意味する。

(z) 「退職」とは、5年以上の雇用期間を有する55歳以上の参加者が当社又は関係会社による雇用を終了することを意味する。

(aa) 「株式評価益受益権」とは、権利行使日現在の一定数の普通株式の公正市場価額が、付与日現在のかかる一定数の普通株式の公正市場価額を超える部分に相当する現金又は普通株式を受領する参加者の権利を意味する。

(bb) 「株式報奨」とは、本制度に基づく普通株式報奨を意味し、これには、委員会が適切とみなす制限株式報奨又はその他の普通株式報奨が含まれる場合がある。

3．資格

委員会は、本制度に参加し、本制度に基づく報奨を受けることのできる、当社及びその関係会社の役員及びその他従業員を選任する独占的権利及び権限（委員会が本制度で許容される権利及び権限を委譲する場合を除く。）を有する。また、当社取締役会の非従業員取締役は全て、本制度に参加し、報奨を受け取る資格を有する。

4．報奨の対象となる株式

当社株主により別途認められた場合を除き、本制度に基づき付与される報奨に基づいて発行又は交付することのできる普通株式総数は64,000,000株である。この内、最大64,000,000株を、インセンティブ・ストック・オプションの行使により発行又は交付することができる。必要な株式は、取締役会の裁量により、授権されているが未発行の株式、自己株式又は会社の買戻しプログラムに基づき当社が再取得した株式が充てられるものとする。

以下の規定が、本制度において発行可能な普通株式数を決定する際に適用される。

(a) 付与日において、既定数の普通株式で報奨が授与される場合、かかる報奨の対象となる（オプション又は制限株式付与の場合）、又はかかる報奨が関連する（株式評価益受益権の場合）株式数は、当該付与日の時点で、(発行済み株式数として加算され、)本制度において発行又は交付可能な株式総数の算定に含められる。報奨が付与日において既定数の普通株式で授与されない（しかし、かかる株式数で行われる可能性がある、又はパフォーマンス期間の終了まで最終的な株式数が確定しない）場合は、かかる報奨の授与がなされた場合それによって実際発行又は交付された普通株式数のみが、本制度において発行及び交付可能な株式総数の算定に含められるものとする。

(b) 上記第4条(a)の規定に関わらず、2010年5月11日以降が付与日となっている各全額報奨は、かかる報奨の対象となる株式1株につき2.87株として、本制度において発行又は交付可能な株式総数の算定に含められる。（2010年5月11日までが付与日となっている全額報奨は、かかる報奨の対象となる株式1株につき3.38株として、本制度において発行又は交付可能な株式総数の算定に含められた。）

(c) 本制度において普通株式建てで付与された報奨(又はその一部)が、かかる株式を発行することなく満期、取消し、失権若しくは別途終了となった場合、又は現金若しくは普通株式以外の対価で決済された場合、かかる報奨（又はその一部）のために本制度に基づき発行又は交付可能な株式総数の算定に以前に含められていた普通株式は、再度本制度に基づき発行可能となる。先行制度において普通株式建て（又は一部が普通株式建て）で付与された報奨が、かかる株式を発行することなく満期、取消し、失権若しくは終了となった場合、又は現金若しくは普通株式以外の対価で決済された際、かかる報奨（又はその一部）のために先行制度に基づき発行又は交付可能な株式総数の算定に以前に含められていた普通株式は、本制度において発行又は交付可能な株式総数に追加される予定である。本第4条(c)の残りの規定に関わらず、以下の普通株式は本制度に基づき発行可能な株式総数に追加されず、又は本制度に基づく発行のために再度利用可能とならない。(i)発行済ストック・オプション又は株式評価益受益権の差金決済の結果、発行又は交付されない株式；(ii)報奨の行使価格又は報奨に関する源泉徴収税を支払うために当社が交付又は控除した株式；(iii)オプションの行使価格の支払による手取金により公開市場で買戻した株式。

(d) 当社若しくは関係会社が買収した、又は当社若しくは関係会社と結合した企業が以前付与した発行済報奨の引き受け又は代替として付与された報奨に関連する普通株式は、本制度において発行又は交付可能な株式総数の算定に含められないものとする。

5．報奨の条件

委員会は各参加者に付与される報奨の種類を決定し、それらは委員会の承認する文書又は電子文書により証される。但し、当社取締役会の非従業員取締役は、インセンティブ・ストック・オプション、プログレッシブ・ストック・オプション、パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式を受ける資格を有しない。本制度において、以下の種類の報奨が付与され得る。

(a) インセンティブ・ストック・オプション ― 本制度に基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプションの行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額である。本制度に基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプションは、委員会が設定し、又かかるオプションを証する書面に記載された日時に行使可能となり、又早期に終了されない限り、付与日から10年目の応当日に満了となる。

(b) 非適格ストック・オプション ― 本制度に基づき付与される非適格ストック・オプションの行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%以上である。本制度に基づき付与される非適格ストック・オプションは、委員会が設定し、かかるオプションを証する書面に記載された日時に行使可能となり、満了となる。但し、付与日から10年後以降に満了する非適格オプションはない。（但し、委員会は、いかなる国においても、参加者が当該国の法律により税務上不利な結果を被ることを回避する為に必要な場合に必要な範囲において、かかる参加者に付与された非適格ストック・オプションの行使期間を最長1年間延長することができる。）

(c) プログレシブ・ストック・オプション ― 参加者が1997年又は2002年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラムに基づき付与された非適格ストック・オプションを行使し、普通株式の購入価格及び源泉徴収税（もし、あれば）の全額又は一部を支払った場合は何時でも、委員会はその裁量により、かかる参加者にプログレシブ・ストック・オプションを付与することができる。かかるプログレシブ・ストック・オプションの対象となる株式数は、かかる非適格ストック・オプションの行使価格及び源泉徴収税（もし、あれば）を支払う為に参加者によって使用される普通株式数と同数とする。本制度に基づき付与される各プログレシブ・ストック・オプションの行使価格は、非適格ストック・オプションの行使日（即ち、かかるプログレシブ・ストック・オプションの付与日）現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額とする。本制度に基づき付与されるプログレシブ・ストック・オプションは付与日から6ヶ月後に行使可能となり、参加者によって行使された非適格オプションが期間満了となる時点と同一の時点において、満了となる。

(d) 株式評価益受益権 ― 株式評価益受益権の期間は委員会がこれを定め、かかる権利を証する書面に記載される。但し、付与日から10年を超えた後は、かかる株式評価益受益権は行使できない。各株式評価益受益権は、委員会が決定し、かかる権利を証する書面に記載された時に、行使可能となる。本制度に基づき付与される各株式評価益受益権は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額である。

(e) 制限株式 ― 制限株式の付与時に、委員会は単独の裁量により、制限期間及び制限株式により表象される普通株式の全部又は一部に対する制限の段階的又は完全な失効について適切と思われる追加条件を規定する。委員会はまた、その単独の裁量により、制限株式により表象される普通株式の全部又は一部に関して、制限期間を短縮若しくは終了、又は制限の消滅に対する諸条件を放棄することができる。制限期間中、参加者は通常、かかる制限株式に関する投票権及び配当支払額を受け取る権利を含む、かかる制限株式に関する株主としての権利及び特権を有する。但し、以下の制限事項が適用される。(i)制限期間中及び委員会が規定したその他の諸条件があればそれが満たされるまで、いかなる制限株式も売却、譲渡、担保への差入、又は別途抵当権の設定や処分を行うことはできず、且つ(ii)制限期間の満了又は終了まで、且つ委員会が規定したその他の諸条件があればそれが満たされるまで、参加者が当社又はその関係会社の正規の常勤従業員に留まっていなかった場合は、当社に追加の義務が課されることなく全ての制限株式は没収され、参加者の全ての権利が停止する。本制度において付与された制限株式は、かかる制限株式に適用される諸条件及び制限を認識する適切な説明文が記載された1つ以上の株券の帳簿上の登録又は発行を含む（これらに限定されない。）委員会がその裁量において決定する方法により、証される。制限株式の没収にあたり、当該制限株式が表象する普通株式は、参加者の更なる行為を伴わなくとも当社に移転されるものとする。

(f) 制限株式ユニット ― 制限株式ユニットの付与時に、委員会は単独の裁量により、制限期間及びかかる制限株式ユニットの全部又は一部に対する制限の段階的又は完全な失効について適切と思われる追加の諸条件を規定するものとする。また、委員会はその単独の裁量により、制限株式ユニットの全部又は一部に関して、制限期間を短縮若しくは終了する、又は制限の失効に対する条件を放棄することができる。制限期間中、参加者は、かかる制限株式ユニットに対応する普通株式に関する投票権及び配当支払額を受け取る権利を含む、かかる制限株式に関する株主としての権利及び特権を有さない。但し、委員会の単独の裁量により、配当同等物が、現金若しくは株式によりすぐに支払われるか、又は、当社により参加者の口座に保留され、現金で維持し制限期間終了時に支払われるか、若しくは更なる制限株式ユニットに再投資されることができる。各制限株式ユニットの付与には以下の制限事項が適用される。(i)参加者は制限期間が満了又は終了するまで、且つ委員会が規定したその他の条件があればそれが満たされるまで、当該制限株式ユニットに対応する現金の支払い又は普通株式の交付を受ける権利を有しない。(ii)いかなる時も、制限株式ユニットについて売却、譲渡、割当、担保への差入、又は別途抵当権の設定や処分を行うことはできない。(iii)退職、障害による完全な就業不能又は死亡以外のいかなる理由においても、制限期間終了以前の参加者の当社又は関係会社への雇用の終了をもって、当社に追加の義務が課されることなく全ての制限株式ユニット及び繰延べられた配当同等物は没収され、参加者の全ての権利が停止する。但し、当該委員会の定めにより、又は、制限付株式ユニット報奨を認めた文書に記載のある場合で、かかる参加者が制限期間終了前の時点で退職した場合、当社に追加の義務が課されることなく、参加者の退職後にかかる制限付株式ユニットの権利が確定することを認めるという前述の例外規定は適用されず、かかる制限付株式ユニット及び繰延べられた配当同等物は没収され、また、参加者の全ての権利が停止する。

(g) その他の株式報奨 ― 委員会は単独の裁量により、制限株式又は制限株式ユニット以外に株式報奨を付与することができ、かかる株式報奨は、単独で、又は、本制度若しくは当社のその他の従業員給付制度若しくは報酬制度（被買収企業の制度を含む。）に基づく付与若しくは権利との組み合わせ、抱き合わせ、交換、又は代替にて、付与することができる。委員会がかかる株式報奨に関する諸条件を規定した場合、当該諸条件は報奨を証する書類に記載される。当該株式報奨に関する条件により、本制度又は当社のその他の従業員給付制度又は報酬制度に基づく権利の放棄又は没収が要求される場合、交換される権利が完全且つ有効に放棄又は没収されるまで、参加者は当該株式報奨に基づく権利を有しない。

(h) パフォーマンス・ユニット及びパフォーマンス株式－パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の付与を承認する際、委員会は、各参加者に付与されるパフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の数、参加者が関連パフォーマンス期間の終了前に退職した場合における当該パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の比例配分（もしあれば）、関連パフォーマンス期間の開始及び満了、及びパフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の支払価額の決定に用いられるパフォーマンス基準を決定する。参加者が、適用される繰延報酬制度の条件及び全ての適用法に従い、支払いの受け取りを繰り延べることを有効的に選択しない限り、各パフォーマンス・ユニット及びパフォーマンス株式の支払いは各パフォーマンス期間の満了直後の年の3月15日までに行われる。各パフォーマンス・ユニット及びパフォーマンス株式に関する支払い額は、各パフォーマンス期間中に委員会が選定したパフォーマンス基準の達成とパフォーマンス期間にわたる参加者の勤務継続（又はパフォーマンス期間終了前の参加者の退職）により異なる。

6．報奨の支払い

報奨の支払は、委員会が決定する現金、普通株式又はそれらの組合せの形により行われ、また委員会はその他の制限を課すことができる。委員会は、委員会が定めた、金利又は配当同等物の支払い又は預け入れの規定を含む諸条件及び規則に従うことを条件として、報酬の繰延支払を許可又は要求することができる。但し、かかる権限の行使により内国歳入法第409A条に基づく物品税の支払期限を迎える場合は、いかなる報酬の繰延支払について許可又は要求する権限を有しない。

ストック・オプションの行使において、所定の払込金額及び課税される場合の源泉税額の全額を支払わなければいかなる株式も発行されないものとする。行使価格及び源泉徴収税があればその支払は、委員会が随時設定する条件に従い、その全部又は一部を普通株式にて行なうことができる。支払が普通株式により行なわれた場合、当該株式は、参加者によるオプションの行使日現在、又は源泉徴収税については源泉徴収税の支払期日現在における公正市場価額にて評価される。参加者は支払としてすでに所有している普通株式を引渡す必要はなく、当社は、参加者が当該株式を所有していることについて十分な証明が行なわれた時点で、行使価格及び必要な源泉徴収税の支払に必要な株式数を差引いた後の応分の株式数の普通株式を交付することができる。かかる証明の様式は委員会がその裁量において決定する。

いかなる場合も、当社は報酬に関する普通株式の端株の交付を要求されない。参加者が本制度において付与された報酬に関する普通株式の端株を受け取る権利を有する場合、それに代わってかかる端株の公正市場価額を現金で支払うものとする。

7．報奨の終了

当社又は関係会社における参加者の雇用が(i)不適格による終了、(ii)退職、(iii)オプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収につき規定している当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合の雇用の終了、(iv)参加者の雇用主が設けている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害、又は(v)死亡以外の何らかの理由で終了し、且つ参加者が雇用の終了日前に本制度に基づき付与されたオプション又は株式評価益受益権を完全に行使していない場合、当該参加者は、終了日後90日以内に（但し、かかるオプション又は権利の満了日を超えない。）、雇用契約終了日において参加者が購入又は支払を受領することが可能な株式数に関するオプション又は株式評価益受益権を行使することができる。かかる90日の期間の満了時において（参加者のオプション及び株式評価益受益権に関する場合。その他の報奨に関する場合は雇用の終了時）、本制度における参加は停止し、本制度に基づき付与された参加者の報奨は全て、当該報奨を証する書面に別段の規定がない限り、自動的に失権する。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職した場合、又は、当社若しくは子会社との雇用関係を終了した場合、またかかる終了に関連し、参加者がオプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合、或いはまた参加者の雇用主が提供する給付制度に基づき認定されているとおり身体的若しくは精神的な障害の結果として雇用形態を変更する場合、当該参加者は、オプション又は株式評価益受益権の残存期間内において（但し、当該オプション又は権利の満了日を超えない。）、当該オプション又は株式評価益受益権を行使する権利を有するものとする。但し、参加者がオプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名して雇用関係を終了する場合、オプション及び株式評価益受益権の追加行使期間は、かかる雇用終了日までに権利確定していたオプション及び株式評価益受益権にのみ適用されるものとする。オプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、上記のように退職した参加者が死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権（参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、参加者の相続人により、又は遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内（但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職前に死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権（参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、参加者の相続人により、又は遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内（但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

本第7条の残りの規定にもかかわらず、オプション又は株式評価益受益権を完全に行使する前に当社又は関係会社との参加者の雇用が終了した場合で、委員会が特別の配慮に値すると考え、参加者の権利を没収すべきではないと委員会が決定した場合、オプション又は株式評価益受益権（終了時においてまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、雇用の終了後2年以内（但し、当該オプション及び受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

参加者が退職の前後を問わず死亡、又は内国歳入法第409A(a)(2)(C)の意味において就労不能となり、且つ制限株式、制限株式ユニット又はその他の株式報奨の付与により表象される普通株式の株券を受領していない場合、制限期間中に課される全ての制限事項及び委員会により規定されたその他の条件（もしあれば）は、自動的に無効となり、内国歳入法第409A(a)(2)(C)の意味において参加者が就労不能とみなされることを委員会に対し参加者が十分に示すことができた場合、参加者又はその受益者、代理人若しくは相続人に対して株券が交付される。

パフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの報奨支払日以前において参加者が退職する場合又は参加者の雇用主が行っている給付制度において規定された身体的又は精神的障害により雇用形態を変更する場合、かかる退職又は雇用形態の変更がかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットに関する参加者の権利に影響を及ぼすことはない。但し、委員会はかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットのパフォーマンス期間の終了以前に退職する参加者に付与されたパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの比例配分について規定を設けることができる。

参加者が、本制度において付与されるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの支払いを受け取ることなく死亡した場合、かかる株式又はユニットは参加者が死亡した翌年の3月15日までに、かかる参加者の生存している1名若しくは複数の受益者、又はかかる受益者がいない場合には以下の方法により参加者の相続人に対して支払われる。

(i) 参加者がかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットのパフォーマンス期間の満了後に死亡した場合、支払日まで生存するその他参加者に支払われるのと同じレートで支払われる。

(ii) 参加者がかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットのパフォーマンス期間の満了前に死亡した場合、支払額は、支払いが行われなかった発行済み各パフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの額面又は目標値、又は、委員会がその裁量において承認したその他の金額のいずれか低い方となる。

参加者の当社又は関係会社における雇用が不適格による終了の為に終了した場合、本制度における参加は停止し、本制度に基づき付与された参加者の全ての報奨は自動的に失権する。

(i)退職、(ii)委員会が決定した身体的若しくは精神的障害、又は(iii)死亡以外の理由により当社の取締役から退任する日をもって、本制度の参加は停止され、当社の非従業員取締役として本制度に参加してきた参加者に付与された制限株式又はその他株式報奨に関する本制度の全ての権利は自動的に失われる。

8．報奨の制限

いかなる暦年においても、参加者は1,000,000株を超える普通株式について本制度のオプション及び株式評価益受益権を付与されないものとする。いかなる暦年においても、参加者は本制度で付与される報酬として、30,000,000ドルを超える価額の、オプション及び株式評価益受益権以外の、現金、権利確定済の普通株式又はその他の財産を受け取ることはできない。

9．プランの運営

本制度は委員会により運営される。委員会は、参加者を選定し、本制度を解釈し、報奨の行使可能性又は権利確定を継続、促進又は停止させ、必要又は適当とみなす制度運営の為の規則及び手続きを採択するための完全な権利及び権限を有する。当該権利及び権限には、当社又は関係会社が事業を行っている国又はその行政単位における法令上の定めを本制度が遵守する為に要求又は必要とされる制度の変更又は修正を行うことが含まれるが、それらに限定されない。これを行う為に、委員会は米国以外の一つ以上の国に住んでいる、又はその税制の適用を受ける参加者に対する報奨について、当該国における税法又はその他関連法に適合させる為に、異なる諸条件を規定する場合がある。委員会は、こうした異なる諸条件を実施するために、本プランに基づく1つ又は複数の補足書類又はサブプランを採択することができる。本プランに基づき付与されたオプション、株式評価益受益権は、第11条に則って実施される調整を除き、当社株主の事前承認なくして、発行済オプション、株式評価益受益権の行使価格又は付与価格を引き下げるために価格再設定することはできない。また、本プランに基づき付与された発行済オプション、株式評価益受益権は、現金又は他の報奨と交換に消却することはできず、また、行使価格又は付与価格が消却されたオプション、株式評価益受益権の行使価格又は付与価格を下回るオプション、株式評価益受益権と交換に消却することもできない。

10．権限の委譲

デラウェア州法の認める範囲で、委員会は当社の役員に対し、委員会が規定する条件又は制限に従い、本制度に基づくその義務、権利及び権限の全て又は一部を委譲することができる。但し、いかなる役員も(i)当該役員自身、(ii)当社取締役会の非従業員取締役、又は(iii)1934年米国証券取引法第16条に該当する者に対し、報奨を付与する権限を有さず、またこれを取得しない。

11．調整

株式分割、株式配当、株式の結合若しくは再分類、資本再構成、合併又は類似の事由により当社の発行済普通株式に変更が生じた場合、委員会は(i)第4条により本制度に基づき発行又は交付可能であり、(ii)第8条により1名の参加者に付与することのできる報奨の対象となる、(iii)本制度に基づき付与された未払い報奨の対象となる(a)普通株式数、(b) 未払い報奨の行使価格、及び(c) 当該報奨の適切な公正市場価額及びその他の価格決定を応分に調整する。普通株式又は普通株式の株主に対する（通常の現金配当以外の）分配に影響を及ぼすその他の変更が生じた場合、委員会は単独の裁量により公平と判断する、株式の数又は種類及び行使価格、公正市場価額及び影響を受けた報奨のその他の価格決定に関する調整を行い、この調整は当該未払い報奨の全ての目的において有効且つ拘束力を有するものとされる。企業合併、結合、資産若しくは株式の取得、分離、企業再編成又は清算が生じた場合は、委員会は、内国歳入法第424条(a)が適用される取引によるか否かにかかわらず、当社をして未払いの従業員報奨の引受又は影響を受けた従業員に対する代替報奨の発行を行わせしめ、且つ、引受報奨と本制度において付与された報奨との間における合理的な比較可能性又は公平な取り扱いを維持するために適切とみなされる当該報奨の諸条件に関する調整を行う権限を有する。

12．　源泉徴収税

報奨の支払又は決済の前に、参加者は、法律により要求されると当社が考えるあらゆる源泉徴収税の支払い、又は当該支払いに関して当社が満足する取り決めを行なわなければならない。当社又は関係会社は報奨の支払から適用税額を控除する権限、報奨に関連して発行又は交付される普通株式から法律により要求される税金の支払の為に充当される株式数を差引く権限、又は当該税金の源泉徴収に関する全ての義務を充足する為に当社又は関係会社が必要と考えるその他の行為をなす権限を有するものとする。

13．　譲渡性

本第13条で許容される場合を除き、本制度に基づき付与されたいかなる報奨についても割当、譲渡（第7条に規定される遺言又は相続及び分配に関する法律による譲渡を除く。）、担保への差し入れ、又は抵当権の設定（法律又はその他の執行によるかを問わない。）を行うことはできない。本制度に基づき付与された報奨は、執行、差押え又は類似の手続きの対象にはならない。委員会は単独の裁量により、個々の参加者が、本制度に基づき付与された一切の非適格オプションの所有権を、(i)当該参加者の配偶者、元配偶者、子供又は孫（以下「近親者」という。）、(ii)当該近親者の排他的利益の為の信託、又は(iii)当該近親者が唯一のパートナーであるパートナーシップに対して譲渡することを認めることができる。但し、かかる譲渡は、(x)当該譲渡に対する対価が存在しない場合、及び(y)（遺言又は相続及び分配に関する法律により）第7条に従うものを除いて、譲渡された非適格オプションのその後の譲渡が禁止されている場合に限る。委員会は単独の裁量により、非適格オプションの譲渡について更なる条件及び要件を規定することができる。譲渡後も、当該非適格オプションは譲渡の直前に適用されていたものと同じ諸条件に引続き従う。第7条に基づき報奨の終了の要因となる事由は当初の参加者について引続き適用され、その後は非適格オプションが第7条に規定される範囲及び期間においてのみ譲受人により行使される。

14．　有効性

本制度の規定が何らかの理由により違法若しくは無効であると判断された場合、かかる違法又は無効な規定が本制度に含まれていないものとして、本制度の残りの規定は影響を受けず、有効に存続するものとする。

15．　準拠法

本制度の規定はデラウェア州の法律が適用され、それに従って解釈される。

16．　本制度の発効日、期間、修正及び終了

本制度は、必要な数のスリーエム カンパニーの株主の賛成票により承認された日に有効となり、（それ以前に終了する場合を除き）当該効力発生日の10年後の応当日に有効期間が満了する。当該満了は、当該満了日以前に本制度に基づき付与された報奨に悪影響を与えるものではない。取締役会はいつでも、本制度を修正又は終了することができるが、如何なる修正又は終了も、当該修正又は終了の効力発生日前に本制度に基づき付与された報奨に悪影響を与えてはならない。但し、(i)（第11条に基づく調整の場合を除き、）第4条により本制度に基づく発行若しくは交付可能な普通株式の総数の増加、(ii)第5条にて明記された購入価格より低い購入価格による報奨の付与の許可、又は(iii)適用法、規制又は証券取引規則に基づき、株主による承認が要求される重大な修正となる修正に関しては、これに投票権を有する発行済普通株式の過半数の株主の事前承認なくして、かかる修正を行うことはできない。

17．　支配権の変更

本第17条において、文脈上、特段に明示される場合を除き、以下に掲げる文言は、以下に示す意味を持つこととする。

(a)　「者」とは、米国証券取引法第13条(d)及び第14条（d）に使用される用語に関連する意味を持つものとする。

(b)　「関連会社」とは、米国証券取引法第12条に基づき交付された規則12b-2中の用語に定められた意味を持つものとする。

(c)　「証券取引法」とは、1934年米国証券取引法をいう。

(d)　「継続取締役」とは、スリーエム カンパニーの改訂基本定款第13条中の用語に定められた意味を持つものとする。

(e)　「事由」とは、(i)当社の事業運営規範を含む（これに限定されない。）当社若しくは参加者を雇用する関係会社の方針への重大な違反、又は(ii)当社若しくは参加者を雇用する関係会社が所有する財産の横領若しくは窃盗、を意味する。

(f)　「正当な事由」とは、(i)支配権の異動直前に有効となる、参加者の職責、権限、任務若しくは責務の大幅な縮小、(ii)参加者の基本給若しくは年間現金報酬予定額の大幅な削減、又は(iii)当社若しくは参加者を雇用する関係会社の為に、参加者が役務を履行しなければならない地理的拠点の大幅な変更、を意味する。

本プランの他の相反する規定に拘らず、2010年2月9日以前を付与日とする発行済オプション及び株式評価益受益権は全て、(ｉ)当社の支配権の異動の発生後直ちに、それぞれの残余期間について完全に行使可能となり、且つ(ｉｉ)支配関係の変更後、最低6ヶ月間については引き続き完全に行使可能である。但し、如何なる場合もオプション又は株引評価益受益権は当初満了日を越えて行使することはできない。同様に、2010年2月9日以前を付与日とする制限株式又は制限株式ユニット若しくはその他の株式報酬の付与に関する制限期間についての全ての制限、又は委員会が規定するその他の諸条件がある場合には、かかる諸条件を充足する義務は、自動的に消滅、満了、終了し、参加者は支配権の異動の発生後直ちに、制限株式、制限株式ユニット又は株式報奨により表象される普通株式数の株券を受領する権利を有するものとする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、参加者と当社若しくは関係会社との雇用関係が事由なしに終了した場合、又は当社の支配権の異動から18ヶ月以内に参加者が正当な事由により辞職した場合、2010年2月9日以降を付与日とする発行済オプション及び株式評価益受益権は直ちにそれぞれの残余期間について完全に行使可能となり、且つかかる雇用関係の終了又は辞職の日から最低6ヶ月間については引き続き完全に行使可能である。但し、如何なる場合もオプション又は株式評価益受益権は当初満了日を越えて行使することはできない。同様に、2010年2月9日以降を付与日とする制限株式、制限株式ユニット又はその他の株式報奨の付与に関する制限期間に関する全ての制限、又は委員会が規定するその他の諸条件がある場合には、かかる条件を充足する義務は、自動的に消滅、満了、終了し、参加者は当社若しくは関係会社との事由のない雇用関係の終了を以って、又は当社の支配権の異動から18ヶ月以内における正当な事由による参加者の辞職を以って、制限株式、制限株式ユニット又は株式報酬により表象される普通株式数の株券を受領する権利を有するものとする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、全ての発行済オプション及び株式評価益受益権は、当社の支配権を取得した個人又は企業が、最低6ヶ月の期間当該オプション及び受益権の継続の義務を負わず又は継続を実施しない場合、直ちに完全に行使可能となるものとし、かつ、支配権の異動から最低6ヶ月間は引き続き完全に行使可能となるものとする。但し、如何なる場合もオプション又は株式評価益受益権は当初満了日を越えて行使することはできない。同様に、当社の支配権を取得した個人又は企業が当該制限株式、制限株式ユニット、その他の株式報酬の継続の義務を負わず又は継続を実施しない場合、制限株式、制限株式ユニット、その他の株式報酬の付与に関する、制限期間に関する全ての制限、又は委員会が規定するその他の諸条件がある場合には、それを充足する義務は、自動的に消滅、満了、終了し、且つ参加者は支配関係の変更の発生後直ちに、制限株式、制限株式ユニット又は株式報酬により表象される普通株式数の株券を受領する権限を有するものとする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、当社支配権の異動が発生した場合には、各パフォーマンス期間は終了し、当社は以下に掲げる規定に則り、2010年2月9日以前を付与日とし、本プランに基づき付与された発行済みのパフォーマンス株式及びパフォーマンス・ユニットを適宜、現金又は普通株式で、各参加者に対し直ちに分配することとする。

(ｗ) 支配権の異動前にパフォーマンス期間が満了していないパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットについては、本第17条におけるかかる株式又はユニットの価額は、分子を支配権異動前の当該パフォーマンス期間中に完全に満了した歴月の数、分母を当該パフォーマンス期間の月数の総数とする分数に、以下の項目のうち最大のものを乗じた結果と同額とする。

- 支配権の異動後の残存パフォーマンス期間中の当社の業績が、各パフォーマンス期間中且つ支配権の異動日前に終了する完全な暦四半期の当社の業績と同等であるとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額

・ 当該株式又はユニットの対象となるパフォーマンス期間が支配権の異動が行われる年の直前に終了する連続した3暦年であったとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額

・ 委員会がその裁量において承認したその他の金額

(x) 当社の支配関係の変更時に終了したパフォーマンス期間のパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットに関して、本第17条における当該株式又はユニットの価額は、パフォーマンス期間中の当社の実際の業績を反映するために調整した実際価額とする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、当社若しくは関係会社と参加者の雇用関係が事由なしに終了した場合、又は当社の支配権の異動から18ヶ月以内に参加者が正当な事由により辞職した場合、当該参加者の各パフォーマンス期間は終了し、当社は以下に掲げる規定に則り、2010年2月9日以降を付与日とし本プランに基づき付与された発行済のパフォーマンス株式及びパフォーマンス・ユニットの価値について適宜、現金又は普通株式持分で、各参加者に対し直ちに分配することとする。

(y) 参加者との雇用関係の終了又は辞職より前に、対象となるパフォーマンス期間が満了していないパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットについては、本第17条におけるかかる株式又はユニットの価額は、分子を参加者との雇用関係の終了又は辞職前の当該パフォーマンス期間中に完全に満了した歴月の数、分母を当該パフォーマンス期間の月数の総数とする分数に、以下のいずれか最大のものを乗じた結果と同額とする

・ 参加者との雇用関係の終了又は参加者の辞職後の残存パフォーマンス期間中の当社の業績が、各パフォーマンス期間中且つ参加者との雇用関係の終了又は参加者の辞職前に終了する完全な暦四半期の当社の業績と同等であるとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額

・ 当該株式又はユニットの対象となるパフォーマンス期間が、参加者との雇用関係が終了又は参加者が辞職した年の直前に終了する連続した3暦年であったとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額

・ 委員会がその裁量において承認したその他の金額

(z) 参加者との雇用関係が終了又は参加者が辞職した時点で満了していたパフォーマンス期間を対象とするパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットについては、本第17条におけるかかる株式又はユニットの価額は、パフォーマンス期間中の当社の実際の業績を反映する為に調整した実際の価額とする。

本第17条において、当社の支配権の異動は、米国財務省第1節409Ａ-3(ｉ)(5)の規定又は内国歳入法第409Ａに基づき発行されたその他の法規制若しくは指針により定義されるところの「所有権の変更」、「実質的支配権の異動」、又は当社の「資産の大部分の所有権の変更」が発生した場合にのみ生じたものみなされる。

当社は、本第17条に基づく参加者の権利を入手又は行使する為、又は、本第17条に基づく支払いに対する内国歳入法第4999条の適用に起因する範囲内における法人税監査又は手続に関連して、当該参加者が負担する一切の合理的な弁護士及び会計費用を各参加者に支払うものとする。但し、参加者がかかる目的上開始する訴訟が裁判所により、根拠がない又は適用裁判所規則に基づき不適切であるとして却下された場合を除く。また、当社は各参加者に対して、当該参加者が本第17条に基づく支払額の受領に関連して負担する一切の合理的な税金及び財務計画のための報酬及び費用全額を支払う。かかる弁護士及び会計費用、並びに税金及び財務計画のための報酬及び費用は、管理上可能な限り速やかに支払うものとするが、かかる費用の発生した当該参加者の課税年度末から2ヵ月半後を支払期限とする。

18．雑則

(a) 本制度の如何なる規定も、又はある者が本制度において報奨を受け取った若しくは受け取る資格を得たという事実は、参加者に対して当社又は関係会社に継続して雇用される権利を与えるもの、又は理由の如何を問わず何時でも当該参加者を懲戒若しくは解雇する当社若しくは関係会社の権利を妨げるものとみなされない。本制度の規定に基づく定め又は委員会による承認のある場合を除き、いかなる者も本制度における報奨受領の請求権又は権利を有しない。委員会により別途明示的な決定がなされない限り、本制度に基づき付与された報奨又は当該報奨に関して受領された支払金は、当社又は関係会社の給付制度若しくは退職金プログラム、又は各国の離職給付に関する法律に基づく当該参加者への支払い又は給付金を決定する目的において、参加者の報酬の一部とみなされない。

(b) 本制度に対して、資金の拠出はなされない。当社は本制度に関していかなる信託や別個の基金も作る意思はない。当社は、報奨の支払いを確保する為に、資金を引当てる又は資産を分離する義務を負わない。本制度は、当社及び参加者又はその他の者との間に如何なる信任関係も創出しない。本制度による報奨に基づく権利を保有する範囲内において、保有者のかかる権利は（委員会が別途決定する場合を除き）当社の一般の無担保債権者の権利に優先することはない。

(c) 報奨の支払い又は決済以前に、参加者は、当社及び関係会社が法により要求されていると考える一切の源泉徴収税の支払いを行うか、又は当社及び関係会社が満足するかかる支払いに対する取り決めを行わなければならない。当社及び関係会社は、本制度に基づき付与される報奨又は報奨による支払金から、かかる報奨又は支払いに関して源泉徴収される連邦、州、地方若しくは外国所得税又は法令上要求されたその他の税金を控除する権利、報奨に関連して発行又は交付される普通株式から法により要求される支払税額に対する適切な株式数を控除する権利、及びかかる税金の源泉徴収及び支払いの全ての義務を果たすために必要であると当社及び関係会社が考えるその他の措置を講じる権利を有するものとする。

(d) 本制度の規定及び本制度に基づき付与される報奨を証する書面は、デラウェア州法に従って解釈される。

(e) 本制度の何れかの規定が理由の如何を問わず、無効であるとの裁定又は宣言を受けた場合は、当該違法性又は無効性は残りの規定に影響を与えないものとし、本制度の残余部分は当該違法又は無効な規定が含まれていなかったものとして解釈され、且つ実施されるものとする。

(f) 委員会が認める限り、各参加者は何時でも、参加者の死亡時に参加者の発行済報奨の支払いを受ける受益者としての人物又は事業体を指定する権利を有する。本制度において届出がなされた指定は、参加者の死亡前に署名され申請された文書により取り消し又は変更することができる。参加者がかかる参加者の未払い報奨の受取りに1人以上の受益者を指定し、そのいずれかの受益者が参加者より先に死亡した場合、先に死亡した受益者の分け前を、当該参加者が生存している全受益者に対して指定した合計割合分に対する各割合分として指定した割合に応じて、生存している受益者に支払うこととする。

(g) 本制度は、内国歳入法第409A条（これに基づいて発行される米国財務省の指針及び規則を含む。）の要件を順守することを企図し、且つかかる要件を順守することを企図した方法において管理され、またかかる意図に基づき解釈されるものとする。委員会が、報奨、報奨の書類、支払い、取引又は本制度の規定により検討されたその他の措置若しくは取り決めがなされた場合に、それにより参加者は内国歳入法第409A条における追徴税又はその他の違約金の対象となると判断した場合、かかる報奨、報奨の書類、支払い、取引又はその他の措置若しくは取り決めは、委員会が別途明示的な定めをする場合を除き、以下の場合においては無効となるものとする。かかる報奨、報奨の書類、支払い、取引又はその他の措置若しくは取り決めが、前述の結果を引き起こす原因となり、また内国歳入法第409A条の要件に従うために、委員会が適切であると判断した程度において、参加者の同意又は参加者への通知の必要なく、関連する本制度及び/又は報奨書類の規定についての修正、又は必要な場合は一時停止が考慮される場合。

(h) 当社及びその関係会社は、(i)米国若しくは海外における税務上の有利な取り扱いを得るため、又は(ii)不利な税務上の取り扱いを回避するような本制度の報奨又はこれに基づく支払を構築するようと努力することは可能であるが、当社と関係会社のいずれもかかる趣旨についての表明は行わず、且つ参加者に対する税務上の有利な取り扱いを維持する又は税務上不利な取り扱いを回避する責務若しくは義務を明白に否認する。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2 【統合財務情報】

該当事項なし。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

1. 訴訟

呼吸マスク／アスベスト訴訟

2010年12月31日現在、当社は様々な裁判所において、複数の共同被告と共に、個人の原告約2,148名を代表する854件の訴訟の被告となっている。この原告の数は、2009年12月31日現在係属中であった案件における個人の原告約2,510名から減少した。

当社が解決したあるいは現在係属中である訴訟及び賠償請求の大半は、当社の呼吸マスク製品のうちいくつかを使用したとし、他の被告が製造した製品に含まれる、あるいは通常職場に存在するアスベスト、シリカ、石炭又はその他の業務上の粉塵に職場でさらされることにより身体的被害を受けたとして、当社及び他の被告に損害賠償を求めるものである。少数原告は一般的に、他の被告が以前製造した製品と同様に特定されないことが多いのだが、当社が以前製造した製品に含まれるアスベストに業務上さらされた、あるいは当社の建物内でアスベストにさらされたことにより身体的被害を受けたとする申し立てを行っている。

現在当社が抱える新規及び継続中の件数は従来に比べ大幅に減少している。当社は、健常な原告による今後の申し立ての件数は、これまでより大幅に低いレベルで推移すると予想している。その結果、中皮腫及びその他の悪性腫瘍を含むより重大な損傷を申し立てる請求の件数は比較的一定数にとどまり従来の動向に沿ったものとなっているものの、全体数に占める割合はこれまでより高くなるであろう。当社は、評決対象となった（1999年、2000年、2001年、2003年、2004年及び2007年に行なわれた）裁判8件のうち7件を含め、また当社の敗訴となった2001年の陪審員による評決が2005年に控訴院により破棄されたことを含め、裁判に持ち込まれた申し立て9件全てにおいて、勝訴している。2009年に審理された9件目は、陪審員による評決を行なうに十分な証拠を原告が提示していないという裁判所の判断に基づき、原告の証言終了後に却下された。本件については、原告が控訴し、ブリーフィング中である。

当社は、これら過去の裁判手続きにおいて、意図された方法及び意図された状況下で使用されれば、当社の呼吸用保護製品は有効であるとの見解を示してきた。従って、当社は、原告は彼らの病状が、たとえ重大であっても、当社の呼吸用保護製品によるものだと証明することはできないと確信している。にもかかわらず、当社の訴訟経験は、悪性疾患患者の請求を解決するのは健常な人々の請求より高額になることを示しており、従って、圧倒的多数の請求が健常な人々によって主張されたこれまでの経験より、係属中及び将来の請求を解決するための１件当たりの平均費用は増加すると予想している。

2010年度末現在、全管轄地域において当社と係属中の訴訟854件のうち、約31%の訴訟において、原告は金額を特定した損害賠償請求を主張していた。大半の州は、これらの訴訟のような不法行為訴訟において賠償金額を特定することを規制もしくは禁止しており、残りの管轄地域の大部分はそのような金額の特定を要求していない。この様な主張を認める州において提訴された申し立てで原告が特定した金額を主張することを選択した場合において、請求金額は一般的に当社の潜在的負債を示すものとして意味のあるものではない。これは(a)請求金額は一般的に原告の損害の程度と関連性がなく、(b)原告は複数の被告に対して賠償請求を主張する傾向があり、その典型的な原告は最低でも12から275以上の異なる被告に対して賠償を主張しており、主張された損害は個々の被告に帰属せず、各被告の賠償責任の負担分は州によって様々な連帯責任の法律によるものであり、訴訟が最終的に陪審の前に審査された場合は過失の度合いにより陪審が各被告に割当を行い、(c)原告が当社の製品を全く使用していなかったにもかかわらず当社に対する多くの訴訟が提起され、最終的に一切の支払いなしに訴訟が取り下げあるいは却下され、更に、(d)多くの訴訟が医療上の傷害を全く被っていない原告のために提訴され、最終的に一切の支払いなしに、あるいは当初請求された賠償金額のうち僅かな金額の支払いにより解決されるためである。原告の申し立てにおいて、賠償金額が特定された係属中の訴訟261件のうち、158件が100,000ドル以下の請求にかかわっており（これらの訴訟のうち５件が10百万ドルの懲罰的損害賠償も主張している。）；98件が100,000ドルから３百万ドルまでの賠償請求を伴い；３件が10百万ドルの賠償請求を伴い（これらの訴訟のうち２件が10百万ドルの懲罰的損害賠償、；１件が10百万ドルから50百万ドルまでの賠償請求を伴い（15百万ドルの懲罰的損害賠償も主張している。）；１件が50百万ドルの賠償請求を伴う（50百万ドルの懲罰的損害賠償も主張している。）。いくつかの申し立ては、少なくとも特定した金額の賠償及び懲罰的損害賠償を主張している。当社の経験及びこれまで述べてきたその他の理由は、原告側が特定した賠償金額は当社の潜在的負債を評価する際に重要な要素とはならないことを示唆している。

ウェストバージニア州は、州検事長を通じて、2003年に当社及び他の呼吸用保護製品製造業者２社に対する訴状をウェストバージニア州リンカーン郡巡回裁判所に提出し、2005年にこれを修正した。この修正された訴状は、職業的に塵肺症を患ったすべての労働者に提供した労働者向けの補償及び健康給付に対して州が負担した費用の払戻し及び未特定金額の損害賠償について、相当程度ではあるが未特定金額の賠償的損害を求めている。かかる訴訟は、2007年第4四半期以来、停止しているが、ウェストバージニア州は、訴訟管理会議を2011年春に開催するよう裁判所に要請している。

呼吸マスク／アスベスト訴訟－エアロ・テクノロジーズ・インク

2008年４月１日に、当社の子会社はエアロ・テクノロジーズ・インクの親会社であるエアロ・ホールディング・コーポレーション（以下「エアロ社」という。）の株式を取得した。エアロ社は、目、耳、頭、顔、落下防止器具及び呼吸保護具などの身体保護装置を含む様々な製品を製造販売している。

2010年12月31日現在、エアロ社の呼吸用製品事業を所有又は運営していたエアロ社及び／又はその他の会社（アメリカン・オプティカル・コーポレーション、ワーナーランバート・LLC、AOコーポ及びキャボット・コーポレーション（以下「キャボット」という。））は、様々な裁判所における多数の訴訟において、当社を含む複数の共同被告とともに、被告となっている。これらの原告はマスク及び呼吸用製品の使用を主張し、その他の被告によって製造された製品から、又は、通常、職場で製造される製品から見つかった、アスベスト、シリカ関連、その他の業務上の粉塵に、職場においてさらされた事により身体的被害を受けたとして、エアロ社及びその他の被告に損害賠償を求めている。

2010年12月31日現在、当社はエアロ社の子会社を通して、現在及び今後のエアロ社に関するアスベスト及びシリカ関連の賠償請求に関連する製造物責任及び弁護費用に対し、発生する可能性の高い負債の見積額として約32百万ドルを計上した。訴訟費用に対する責任及び和解並びに判決に対する責任は、エアロ社、キャボット、アメリカン・オプティカル・コーポレーション及びワーナーランバートの子会社並びにそれらの保険会社（Payorグループ）間の非公式の協定で現在分担されている。かかる債務は、「AOセーフティ」ブランドで呼吸用製品を売却した年数及び／又はアメリカン・オプティカル・コーポレーションのAOセーフティ部門を所有した年数並びに個人の原告が危険にさらされたと主張する年数に基づいて当事者間で配分されている。偶発債務に関するエアロ社の負担は、1995年７月11日付でエアロ社とキャボットが締結した契約によって、さらに限定されている。この契約は、エアロ社がキャボットに年間400,000ドルの費用を支払う限り、キャボットが1995年７月11日より前に製造された呼吸用製品に対するアスベスト及びシリカ関連の製造物責任賠償請求に対する責任及び債務を有し、エアロ社を免責すると規定している。過去に使用したとされている特定の呼吸用製品の製造日を断定することは困難なことが多いため、エアロ及びキャボットは、この契約を1997年１月１日より前のアスベスト及びシリカを含む製品又はアスベスト及びシリカにさらされる間に呼吸用製品の使用によって生じた賠償請求に適用している。これらの契約の締結により、エアロ社の潜在的債務は、1997年１月１日より後のアスベスト、シリカ又はその他の職業性粉塵にさらされていた間に呼吸用製品の使用により生じたと主張される損害に限定された。

これまでエアロ社は年間費用を支払うことを選択してきた。エアロ社がこの契約への参加を中止することを選択した場合、又はキャボットがこの件に関しこれ以上その責任を負うことが不可能になった場合、エアロ社はキャボットとの契約の対象となっている1995年７月11日より前の期間に対して追加的な訴訟にさらされる可能性がある。

状況の進展により、エアロ社の見積債務額に影響を及ぼす可能性が生じる。こうした状況の進展には、以下の場合が含まれるが、それらに限定されない。(i)将来の請求件数が大幅に変更となった場合、(ii)請求解決にかかる平均費用が大幅に変更となった場合、(iii)こうした請求への抗弁にかかる法的費用が大幅に変更となった場合、(iv)請求の内容及び性質に大幅な変更があった場合、(v)裁判及び上訴の結果、(vi) こうした請求に適用される法律及び手続きが大幅に変更となった場合、(vii)共同被告間の責任配分が大幅に変更となった場合、(viii)適用される補償限度の消尽を含む支払いグループメンバーの財政的実行可能性、(ix) Payorグループ及びその各保険会社の特定のメンバー間における係争中の保険訴訟の結果、並びに／又は(x)エアロ社が見積もった責任分担の契約債務の解釈が正確でない場合。当社はこうした潜在的な状況の進展がエアロ社への既存及び将来の請求に関する現時点での責任負担見積への影響を判断することは不可能である。上記のいずれかの状況の進展が生じた場合、既存及び将来の請求に対するこうした責任の実際額は引当額よりも大幅に大きくなる可能性がある。

今後提出される申し立ての件数、将来の申し立てにおける支払側の責任の分担に関わる問題、及びエアロ社の見積債務額に影響を及ぼす可能性のある複数の状況の進展等を予測することは難しいため、当社は、アエロ社の債務額が当社の計上した引当金を超過する場合、その額と超過の度合いを見積もることができない。

環境問題及び訴訟

当社の事業は、大気汚染、汚水排出、有毒物質、並びに土壌及び有害廃棄物の処理に関係するものを含む米国及び国外における政府、州、地方自治体及び民間団体によって実施されている環境法規に従っている。これらの法規は、特定の基準状況下における汚染対策、自然資源を破壊した場合の復旧と賠償、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求を規定している。当社はこれらの法規に準拠し、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求に対する防御活動を行いながらも、環境責任の観点から事業運営を修正して費用及び資本的支出を計上しており、今後も継続して計上する予定である。環境責任を果たし、かつ環境法規に準拠して、当社は世界規模の事業において業務遂行の環境基準に関連する方針を確立し、定期的に更新している。

米国の「1980年環境問題に対する対応、補償及び責任に関する包括法」並びに類似した州法を含む特定の環境法に基づいて、当社は現在あるいは過去の設備及び敷地外の場所に冠する環境汚染の対策費用の負担について、通常、他社と連帯責任を負っている。当社は、当社にも責任がある可能性のある多数の場所(そのほとんどが米国内である)を特定している。

環境問題： 当社は、ペルフルオロ化合物（パーフルオロオクタニル酸（以下「PFOA」という。）及びパーフルオロオクタン・スルフォン酸（以下「PFOS」という。））を含む様々な有機フッ素化合物（以下「PFC」という）の環境及び健康に対する潜在的影響に関する地方自治体、州、政府（主に米国環境保護庁(以下「EPA」という。)）及び国際機関による進行中の調査に自発的に協力している。2000年５月における段階的生産中止の決定により、当社はもはやペルフルオロ化合物を生産しておらず、また、2008年末に生産工程を変更したことに伴い、かかる化合物を生産工程において使用していない。

PFOA及び/またはPROSに関する規制活動は、ヨーロッパ及びそれ以外の場所でも特定の国際機関の前において継続して行っている。かかる活動には、汚染及び使用情報の収集、リスク評価並びに規制アプローチの検討が含まれる。

2008年後半から2009年初頭にかけて、EPAは、複数の産業施設から発生した汚水を処理する現地の汚水処理施設から出た汚泥が使われていたアラバマ州の特定の農業用地において、私設の井戸や土壌の検査を実施した。これと同時期にEPAは、PFOAについては0.4ppb及びPFOSについては0.2ppbの暫定的健康助言濃度を発行した。EPAでは、これらのレベルは生涯にわたり摂取する飲料水の供給を守るものと考えており、当該地域の民間井戸を継続してテストするように3M社を含む現地産業と協力している。EPAによるローレンス及びモーガン郡の公共飲料水のテストは、PFOA及びPFOSのレベルが暫定的健康助言濃度をはるかに下回っていることを示している。3M社及びその他の会社は、飲料水の出る民間井戸が他に存在するかどうかを判断するため、廃水処理による汚泥が埋め立てられた地域近辺の所有地の調査をほぼ完了しており、また、PFOS及びPFOAのレベルが検出レベル以上であるがEPAの暫定的健康助言レベル以下であったいくつかの井戸をさらに１四半期間監視する予定である。2010年後半、新たに4つの井戸が確認され、EPAと合意したプロトコルに基づき検査される予定である。EPAの暫定的健康助言レベルを超える井戸が見つかった場合、3M社及びその他の会社は代替的な給水を行う予定である。

当社はアラバマ州環境管理局（以下、「ADEM」という。）と、アラバマ州ジケーターの当社製造施設の土壌内のPFCに対処するため、任意の対策行動契約を締結した。約20年間、ADEMの許可により、当社はジケーター施設周辺にPFCを含有する廃水処理プラント汚泥を取り込んでいた。土壌に存在するPFCに対処するための利用可能な選択肢を見直した後、ADEMは、優先的な対策オプションは地下水移動管理及び処理を施した製造敷地の従来の汚泥を含んだ部分に多層のキャップを使用することであるということに合意した。かかる対策オプションの実施は2010年度継続し、2014年度中に完成する予定である。

当社は、2007年５月和解合意と合意指令の条件に従い、ミネソタ州ワシントン郡（オークデール及びウッドベリー）の旧廃棄物処理場及びミネソタ州コテージグローブの当社の製造施設の土壌及び地下水に存在するペルフルオロ化合物に対処するために、ミネソタ公害管理局（以下「MPCA」という。）との連携を続けている。この合意のもと、当社の主な責任は以下を含んでいる。すなわち、(ⅰ)これらの場所からのペルフルオロ化合物の排出量を評価し、対処案を提出すること、(ⅱ)これらの場所からの汚染によりペルフルオロ化合物が安全健康基準値（以下「HBV」という。）あるいは健康リスク限度（以下「HRL」という）（すなわち、人々が生涯飲んで安全であるとミネソタ衛生局が考える飲料水中の化学物質の量）を超える場合には、対策又は代替的な飲料水を提供すること、(ⅲ)PFOA及びPFOSを改善する措置によって管理されない当該地域におけるその他のPFCの源泉を改善すること、及び(ⅳ)ペルフルオロ化合物についての情報をMPCAと共有することである。2008年に、MPCAはミネソタ州ワシントン郡（オークデール及びウッドベリー）の旧廃棄物処理場に対し改善オプションを導入するという正式決定を公表した。2009年８月に、MPCAは当社のコテージグローブの製造施設に対する改善オプションを適用する正式な決定を公表した。2010年の春及び夏、当社はコテージグローブ及びウッドベリーにおける改善オプションの実施を開始した。各地域において改善オプションは、当社が提言したオプションに含まれていたものである。改善作業は上記３箇所全てにおいて2011年度も継続される。

このような化合物について規制があるとすれば、今後の訴訟手続及び活動からどのような規制が実施されるのか、またその結果について、当社は予測できない。

2010年３月に、ウィスコンシン州司法省は、ウィスコンシン州プレーリードゥシャンの当社の製造施設において過去にウィスコンシン州の空気管理規制の違反があったとして罰金270,000ドルを求めていることを当社に通知した。2010年７月に当社とウィスコンシン州は、当社が罰金150,000ドルを支払うこと及びその製造施設において２件の環境プロジェクトの実施を受け入れることで和解に達した。

2002年に元従業員がアラバマ州モルガン郡巡回区裁判所において、当社に対して金額非公表の損害賠償を求め、ペルフルオロ化学製品に関する集団代表訴訟を提起した。この訴訟は、当社のアラバマ州ジケーターの製造施設あるいはその付近で原告がペルフルオロ化合物にさらされたことにより、不安、リスクの増加、副臨床的傷害を被り、財産の損害を受けたと主張するものである。巡回区裁判所は2005年、原告の個人的な傷害に関する損害賠償却下申請を認可した。その根拠として、この損害賠償請求は州の労働補償法の独占条項により、排除されるとした。2006年11月、原告側弁護士は、ディケータープラント付近の住民及び不動産所有者の集団を代理して、訴訟を財物損壊請求に限定するよう修正された訴状を提出した。また2005年に２回目の集団代表訴訟担当の裁判官は、当社の同法廷で2002年に提起された前述の集団認定問題が認定の結果を未決にし、当該案件（アラバマ州モルガン郡の住民３名がモルガン郡巡回区裁判所において、過去にペルフルオロ化合物を生産していたアラバマ州ジケーターの当社の製造施設から排出された当該化合物により、原告が財物損壊を被ったとして、不特定の賠償的及び懲罰的損害賠償を求め、提訴していた）を事実上保留にしつつ、当社による却下申請を認可した。保留措置にも拘わらず、原告は最近、主張された個人的な傷害及び財産の損害について原告及び集団訴訟メンバーを代表して損害賠償を求める修正訴状を提出した。保留措置が解除されない限り、また解除されるまで、本件における更なる法的措置は行われないと考えられる。

2009年２月、アラバマ州フランクリン群の住民はアラバマ州フランクリン郡巡回区裁判所において、損害賠償及び差止請求を求める集団代表訴訟を提起した。この訴訟は、ディケーターの汚水処理施設が同州の農地及び草原に、PFOA、PFOを始めとするその他ペルフルオロ化合物を含むとされる汚水処理汚泥を使用したと主張するものである。当該訴訟の代表被告には、当社の他、ダイニオンLLC、ダイキン・アメリカ・インク、Synagro WWT・インク、Synagro South LLC並びにバイオロジカル・プロセッサーズ・オブ・アメリカが含まれる。代表原告は、ステート・オブ・アラバマ・インクの全従業員からなる集団を代表することを求めており、当該人物は被告らによって彼らの所有地にPFOA、PFOS及びその他のペルフルオロ化合物を放出又は投棄されたとする者である。2010年３月、アラバマ州最高裁判所は、裁判地をフランクリン郡からモーガン郡へ移管するよう命令した。2010年３月、他の事案の取り扱い同様、モーガン郡巡回区裁判所は、本件を停止し、モーガン郡で提訴された最初の訴訟の結果が出るまで、停止又は保留されている。

2009年７月にフロリダ州のエメラルド・コースト公共事業機関が、エスカンビア郡巡回区裁判所において、当社、E.I.デュポン・ド・ネムール・アンド・カンパニー、ソルティア・インク並びにファイア・ラム・インターナショナル・インクに対して訴訟を提起した。当該提起は、PFOA及びPFOSによる公共井戸の水道飲料の汚染を主張し、PFOA及びPFOSで汚染されたとする井戸の調査、処理、除去及び監視に関連した費用の回収を求めたものである。他の被告が加わり、当社は当該訴訟をフロリダ州北部地区連邦地方裁判所に移管した。2009年11月19日、地区裁判所は、訴訟を州裁判所に差し戻す原告の申し立てを却下し、フロリダ州の唯一の被告であるファイア・ラム・インターナショナル・インクに対する原告による訴訟手続きの併合は不正であると判断した。地方裁判所はその後、適時性を根拠として、修正訴状の提出を求める原告の特別申し立てを却下した。2010年４月29日に、当社及びその他の被告は、様々な法的根拠により訴訟の却下を求め、略式判決を求める申し立てに異議を唱えた。2010年9月29日、裁判所はかかる申し立てを認め、訴訟を却下した。原告は控訴しないこととした。

2009年６月、当社は、250社以上のその他の会社と共に、ニュージャージー州のパサイック川における17マイルにわたる清掃の費用に対する拠出金を求めることを内容とする第三者による申し立てを受けた。1990年の強制行動開始後、ニュージャージー州は、マークス・エネルギー、ティエラ・ソリューションズ、オクシデンタル・ケミカル及びその他２社に対して、パサイック川の堆積物に混在するダイオキシン及びその他有害物質に関する清掃、撤去費用及びその他の損害を求める訴訟を提起した。当該第三者申立は、かかるコストを当社を含む第三者で分担することを求めている。EPAが現在提案している清掃の対応策によると、問題とされる費用合計は、10億ドルを優に超える可能性がある。当該訴訟の当社の最近の関与は、ニュージャージー州の２つの商業廃棄物処理施設において当社が過去に工業廃棄物を廃棄したこと関連している模様である。当社が、当該訴訟で問題とされる費用の拠出を要求されるか否か、又その範囲は現時点では未定である。当社は、当該訴訟に対する潜在的なリスクを見積る基礎は未だないものの、当社が負担すべき金額は、現在のところ、費用合計の１％を大きく下回ると見込まれる。

2010年12月30日、ミネソタ州は、ミネソタ州自然資源管財人を代理し、検事総長ロリー・スワンソンにより、ミネソタ州環境対処補償責任法(MERLA)をはじめとするミネソタ州法規及びミネソタ州水質汚染防止法（MWPCA）に基づく同州の自然資源の破壊、損壊及び活用の損失に対し、また不法行為及びコモンローに基づく不法侵入、ニューサンス、及び地下水、地上水、魚類・水生生物若しくは水堆積物中に存在するPFCに関する職務怠慢に対し、(未確定の査定費用及び合理的な弁護士費用を含む）損害賠償を求め、ヘネピン郡地区裁判所において３Mに対し訴訟を提起した。ミネソタ州はまた、MERLAに基づき、PFCの放出により将来において自然資源が破壊された場合の全ての損害の責任は３Mにあること、またMWPCAに基づき、将来における魚類、水生生物の損失、破壊及びその他の損害に対し３Mに賠償責任があることについて宣言のなされることを求めている。2011年1月14日、レイク・エルモ市はミネソタ州訴訟に介入し、市の財産、井戸、地下水及び井戸水のPFCによる汚染について、コモンロー、不法行為、厳格責任、不法侵入、職務怠慢及び背任を含む様々な根拠に基づき、50,000ドルを超える損害賠償並びにその他合理的な額の弁護士費用を含む法的救済及び衡平法裁判所による救済を求めている。

<u>雇用訴訟</u>

ウィタカー訴訟： 2004年12月に、当社の現従業員１名及び旧従業員１名は、裁判所により定められた一定期間中に46歳以上であった、ミネソタ州の当社により一定の給与等級以下で雇用されていたすべての元従業員及び一部の旧従業員である給与所得者の集団を代表して、ミネソタ州ラムジー郡地方裁判所において集団代表訴訟を提起した（以下「ウィタカー」訴訟という。）。申し立ては、原告が、ミネソタ州人権法に違反する年齢に基づく様々な形態の雇用差別を被ったと主張し、差止請求権、後払い賃金及び前払い賃金を含む金額未確定の賠償（法に認める３倍の制限まで求めている）、懲罰的損害賠償（法律上、原告一人当たり8,500ドルを上限とする）並びに弁護士費用を求めている。2006年１月、原告は４人の原告を追加する申し立てを提起した。この申し立てに当社は異議を唱えず、４人の原告が訴訟に参加した（もっとも、１件の請求が個別の和解に従って取り下げられた。）。2007年12月に集団認定の審問が行われた。2008年４月11日に、裁判所は原告による本訴訟の集団訴訟認定請求を許可し、当集団を2003年５月10日又は、それ以後のどの時点においても一定の給与等級以下の時間外手当のつかない固定給制でミネソタ州の3M社による雇用時の年齢が46歳以上の者で退職日において3M社での雇用に起因する請求権の放棄を表明する書類に署名しなかったすべての者として定義した。2009年４月28日、ミネソタ控訴裁判所は、集団訴訟を認定した地方裁判所の判決を差し戻した。控訴裁判所は、地方裁判所がミネソタ州の法律に基づく集団訴訟の適切な法定基準を満たす様、原告側に求めず、集団訴訟の要件に必要であった事実関係の議論の決着を遅延させたとの見解を示した。控訴裁判所は本件を地方裁判所に差し戻し、意見書の中で定められた証拠基準に則った更なる審理を要求した。地方裁判所は、2010年５月５日及び６日の審理において集団認定問題の証人喚問を行っており、2010年8月25日に審問が行われた。当該訴訟を集団訴訟として進めるかどうかの新たな判断が今後出される予定である。

ガルシア訴訟： 当社は2009年５月７日、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所サンホセ地区において提訴された集団訴訟／年齢差別に関する集団訴訟（以下「ガルシア訴訟」という）の為に出廷した。その後、当該訴訟はミネソタ州連邦地方裁判所に移管された。同訴訟は依然証拠開示手続きの段階である。

本件において、当社の元従業員５名及び現従業員１名は、原告が2001年から現在までと定める責任期間中、当社の米国拠点に雇用されていた全ての現従業員または元従業員を代表することを求めている。６名の原告に加え、現従業員または元従業員91名が、訴訟への参加を求めて「選択フォーム」に署名している。「ガルシア訴訟」では、「ウィタカー訴訟」において提案されている集団訴訟に含まれている者は明確に除外している。「ガルシア訴訟」の為に新たにカリフォルニア州の顧問が加わった同一の顧問団が、双方の訴訟とも原告団を代表している。

「ガルシア訴訟」における申立の主張は、「ウィタカー訴訟」の主張に類似している。原告団は、同様の状況にあった従業員を含め、雇用における年齢差別禁止法に違反する、年齢を理由とした様々な雇用上の差別を受けたと申し立てている。かかる申立に関して原告団は、「責任期間中に米国の３Ｍによって雇用されていた46歳以上で、取締役職以下、または第18等級以下の給与の全従業員」を代表することを求めている。連邦法が、異なる影響に限定した申立に関連する40歳以上の人物を年齢差別から保護しているため、原告は40歳以上の同様な状況にある人物の代替定義を提案している。当該グループを代表して、原告団は差止請求権、後払い賃金及び前払い賃金を含む金額未確定の賠償、賠償支払、予定損害賠償並びに弁護士費用を要求している。

一部の原告及び推定集団メンバーの雇用は、団体退職制度給付金が適格とされる状況下で終了しており、一部の原告及び推定集団メンバーは、当該制度に関連し年齢差別を理由とする申立を含む当該申立の放棄に署名をした。原告団は、年齢差別に関する賠償請求権の放棄は、様々な観点において無効であると主張している。権利放棄に署名した原告団の一部は、年齢差別に関する賠償請求権の放棄が無効であることの宣言、金銭によらない差止請求、並びに弁護士費用を要求している。2009年７月２日、当社はかかる「ガルシア訴訟」の申立に対する回答を提出し、裁判地をミネソタ州地区連邦地方裁判所に移管する申立を行った。

EEOC年齢差別の申し立て：１人を除いてはガルシア訴訟でも原告であった６人の元従業員及び１人の現従業員が、当社、米国雇用機会均等委員会、及び様々な関連する州機関に対して年齢差別違反を提訴した。このうち、３人の元従業員が2005年にミネソタ、テキサス及びカリフォルニアで訴訟を提起した。当該訴えには、訴状で定義された集団に属する一部の元従業員により調印された賠償請求棄却は様々な理由で無効であるとする主張を含み、ミネソタ州とニュージャージー州以外の州における特定の現従業員及び元従業員を代表して年齢差別の申し立てを行うものである。2006年に、１人の現従業員が、ミズーリ州の米国雇用機会均等委員会及び関連する州機関に、ミネソタ州とニュージャージー州以外の州の全ての現従業員及び一部の元従業員を代表して当社に対する請求を主張する年齢差別告発状を提出した。2007年には、元従業員１名が、カリフォルニア州の米国雇用機会均等委員会及び関連する州機関に、カリフォルニア州の全ての現従業員及び一部の元従業員を代表して当社に対する請求を主張する年齢差別告発状を提出した。2009年１月に、２人の元従業員が、ミネソタ州の米国雇用機会均等委員会及び関連する州機関に、当社に対する年齢差別告発状を提出した。当該訴状は、告訴で定義された集団に属する一部の元従業員により調印された賠償請求棄却は様々な理由で無効であるとする主張を含み、ミネソタ州以外の州における特定の現従業員及び元従業員を代表して年齢差別の申し立てを行うものである。「ウィタカー」訴訟の原告とEEOC訴訟の原告は同一の法律事務所が代表している。

2011年１月、当社は、ウィティカ訴訟及びガルシア訴訟を終結させるため、原告側顧問団と原則合意に達した。暫定合意は裁判所の手続きを経なければならず、また必要な書類の作成を待たなければならない。また、裁判所の確認と承認が必要となる。当社は現在、雇用機会均等委員会と上記の関連する訴えを終結させるため審議中である。裁判所による最終確認と承認の後、和解合意の手続きに数ヶ月を要するであろう。提案される和解金は当社の連結経営成績又は財務状況に重大な影響を及ぼすものではないと考える。

2．2011年2月8日付けでの本邦以外の地域における新株予約権証券の募集開始

当社は2011年2月8日、当社の３Ｍ・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。この募集は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に該当するものである。

なお、以下に記載する括弧内の円金額は、1米ドル＝82.31円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行の2011年2月8日現在の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。

【報告内容】

(1) 有価証券の種類
新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等
(イ) 発行数
5,452,430個（発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。）

（注）本募集は、本プランに基づく、当社又当社の子会社若しくは関連会社（日本を除く）に所属する適格従業員5,217名に対する新株予約権証券の発行に関するものである。

(ロ) 発行価格
0米ドル（0円）

(ハ) 発行価額の総額
0米ドル（0円）

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類
スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

（注）本新株予約権の目的となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が予定されている。

2 株式の内容
当社の普通株式の所有者は、株主としての一切の権利を有し、すべての議決権を行使するものとする。当社の普通株式の所有者は株主名簿記載の名義人として１株につき１議決権を有するものとする。

3 株式の数
本新株予約権1個あたり1株
全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：5,452,430株。

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額
本新株予約権1個あたり89.47米ドル（7,364円）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：
487,828,912米ドル（40,153,197,747円）

（注）2011年2月8日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値に基づく。

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

（へ）新株予約権の行使期間

自2012年2月8日至2021年2月8日

（ト）新株予約権の行使の条件

2012年、2013年、2014年の各2月8日に、3分の１ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2021年2月8日まで行使可能となる。

当社又は関係会社における参加者の雇用が(i)不適格による終了、(ii)退職、(iii)オプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収につき記載のある、当社に有利な雇用関連請求放棄に署名した場合の雇用の終了、(iv)参加者の雇用主が設けている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害、又は(v)死亡以外の何らかの理由で終了し、且つ参加者が雇用の終了日前に本制度に基づき付与されたオプション又は株式評価益受益権を完全に行使していない場合、当該参加者は、終了日後90日以内に（但し、かかるオプション又は権利の満了日を超えない。）、終了日において参加者が購入又は支払を受領することが可能な株式数に関するオプション又は株式評価益受益権を行使することができる。かかる90日の期間の満了時において（参加者のオプション及び株式評価益受益権に関する場合。その他の報奨に関する場合は雇用の終了時）、本制度における参加は停止し、本制度に基づき付与された参加者の報奨は全て、当該報奨を証する書面に別段の規定がない限り、自動的に失権する。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職又は、当社若しくは子会社との雇用関係を終了した場合、またかかる終了に関連し、参加者がオプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収を定めた、当社に有利な雇用関連請求放棄に署名した場合、或いはまた参加者の雇用主が行なっている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害の結果として雇用形態が変更された場合、当該参加者は、オプション又は株式評価益受益権の残存期間内において（但し、当該オプション又は権利の満了日を超えない。）、当該オプション又は株式評価益受益権を行使する権利を有するものとする。但し、参加者がオプション及び株式評価受益権の（当社の承認に基づく）不没収を定めた、当社に有利な雇用関連請求放棄に署名して雇用関係を終了する場合、オプション及び株式評価益受益権の追加行使期間は、かかる雇用終了日までに権利確定していたオプション及び株式評価益受益権にのみ適用されるものとする。オプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、上記のように退職した参加者が死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権（参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、参加者の相続人により、又は遺贈若しくは相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内（但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職前に死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権（参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、参加者の相続人により、又は遺贈若しくは相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内（但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

本プラン第7条の残りの規定にもかかわらず、オプション又は株式評価益受益権を完全に行使する前に当社又は関係会社との参加者の雇用が終了した場合で、委員会が特別の配慮に値すると考え、且つ上記の時に参加者の権利を没収すべきではないと委員会が決定した状況における場合、オプション又は株式評価益受益権（終了時においてまだ行使可能になっていなかった部分を含む。）は、雇用の終了後2年以内（但し、当該オプション及び受益権の満了日を超えない。）に行使できる。

（チ）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額

（リ）新株予約権の譲渡に関する事項

本プラン第13条で許容される場合を除き、本制度に基づき付与されたいかなる報奨についても割当、譲渡（本プラン第7条に規定される遺言又は相続及び分配に関する法律による譲渡を除く。）、担保への差し入れ、又は抵当権の設定（法律又はその他の執行によるかを問わない。）を行うことはできない。本制度に基づき付与された報奨は、執行、差押え又は類似の手続きの対象にはならない。委員会は単独の裁量により、個々の参加者が、本制度に基づき付与された一切の非適格オプションの所有権を、(i)当該参加者の配偶者、元配偶者、子供又は孫（以下「近親者」という。）、(ii)当該近親者の排他的利益の為の信託、又は(iii)当該近親者が唯一のパートナーであるパートナーシップに対して譲渡することを認めることができる。但し、かかる譲渡は、(x)当該譲渡に対する対価が存在しない場合、及び(y)（遺言又は相続及び分配に関する法律により）本プラン第7条に従うものを除いて、譲渡された非適格オプションのその後の譲渡が禁止されている場合に限る。委員会は単独の裁量により、非適格オプションの譲渡について更なる条件及び要件を規定することができる。譲渡後も、当該非適格オプションは譲渡の直前に適用されていたものと同じ諸条件に引続き従う。本プラン第7条に基づき報奨の終了の要因となる事由は当初の参加者について引続き適用され、その後は非適格オプションが本プラン第7条に規定される範囲及び期間においてのみ譲受人により行使される。

(3) 発行方法

当社又は当社子会社（本邦以外）の本プランに参加する適格従業員5,217名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、エクアドル、エストニア、デンマーク、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトヴィア、リトアニア、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム

(6)提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金： 487,328,912米ドル、（40,112,042,747円）（注）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（487,828,912米ドル（40,153,197,747円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（500,000米ドル（41,155,000円））を控除した額である。

使途： 上記の差引手取概算額487,328,912米ドル（40,112,042,747円）は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払い並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2011年2月8日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし。

(9) 提出者の資本の額および発行済株式総数

（イ）資本の額　（2010年12月31日現在）
普通株式　　9百万米ドル（741百万円）
払込剰余金　　3,468百万米ドル（285,451百万円）

（ロ）発行済株式総数
1．普通株式
944,033,056株（232,055,448株の金庫株を含む）

(10) 第三者割当の場合の特記事項
該当事項なし。

第四部　【組込情報】

有価証券報告書　平成22年6月11日　関東財務局長に提出
（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

半期報告書　平成22年9月24日　関東財務局長に提出
（自平成22年1月1日至平成22年6月30日）

尚、上記有価証券報告書（平成22年6月11日提出）及び半期報告書（平成22年9月24日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-１に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部　【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。

（訳文）

独立登録会計事務所の監査報告書（和訳）

スリーエム カンパニー
株主及び取締役会各位

私どもの意見では、添付の連結財務書類は、全ての重要な点において、スリーエム カンパニー及びその子会社（以下「会社」という。）の2009年及び2008年12月31日現在の財政状態、並びに2009年12月31日に終了した３年間の各事業年度に関する経営成績及びキャッシュ・フローを、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、適正に表示している。また、私どもの意見では、会社は、2009年12月31日現在、トレッドウェイ委員会組織委員会（以下「COSO」という）が公表した「内部統制―統合的枠組み」で規定される基準に基づいて、全ての重要な点において、財務報告に関する有効な内部統制を維持していた。会社の経営者は、これらの財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持及び、添付の「財務報告に関する内部統制についての経営者の報告書」に記載されている財務報告に関する内部統制の有効性の評価について責任がある。私どもの責任は、私どもの統合監査に基づいて、これらの財務書類及び、会社の財務報告に関する内部統制について意見を表明することにある。私どもは、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうか及び、全ての重要な点において財務報告に関する有効な内部統制の維持がなされているかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの財務書類の監査は、財務書類における金額及び開示を裏付ける証拠の試査による検証、適用された会計原則及び経営陣が行った重要な見積の検討、並びに財務書類全体の表示に関する評価を含んでいる。財務報告に関する内部統制の私どもの監査は、財務報告に関する内部統制の理解を得、重要な弱点が存在するリスクの評価及び評価したリスクに基づいた内部統制の整備とその運用状況の有効性を検証及び評価を含んでいる。私どもの監査は、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続きの実施も含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に対する合理的な基礎を提供していると確信している。

連結財務書類に対する注記１に記載されている通り、会社は2007年度に不確実な税務ポジションに関する会計処理方法を変更した。また連結財務書類に対する注記１に記載されている通り、会社は2009年度に連結子会社に対する非支配持分および一部の転換社債に関する会計処理方法を遡及的に変更した。

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備された手続きである。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続きを含んでいる。(i) 会社の取引及び資産の処分を合理的な範囲で正確かつ公正に反映する記録の維持に関係するもの、(ii) 一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また会社の収入及び支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに(iii) 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用または処分の防止または適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽記載が防止または発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測には、環境の変化により統制が不十分となったり、方針または手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
ミネアポリス、ミネソタ州
2010年２月16日

次へ

Report of Independent Registered Public Accounting Firm Translated from English

To the Stockholders and Board of Directors of 3M Company:

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of 3M Company and its subsidiaries (the "Company") at December 31, 2009 and 2008, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2009 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2009, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for these financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying " Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting." Our responsibility is to express opinions on these financial statements and on the Company's internal control over financial reporting based on our integrated audits. We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audits of the financial statements included examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

As discussed in Note 1 to the consolidated financial statements, the Company changed the manner in which it accounts for uncertain tax positions in 2007. Also as discussed in Note 1 to the consolidated financial statements, the Company retrospectively changed the manner in which it accounts for noncontrolling interests in consolidated subsidiaries and certain convertible debt instruments in 2009.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

/s/ PricewaterhouseCoopers LLP

Minneapolis, Minnesota
February 16, 2010

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。